



せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



この「しおり」は、生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや、相談のある方は、お気軽に社会福祉課までお声かけください。

また、電話によるお問い合わせも可能です。（☎0575-67-1811直通）

ぐじょうしふくしじむしょ
郡上市福祉事務所

ぐじょうしやくしょ しゃかいふくしか しゃかいふくしかかり
(郡上市役所 社会福祉課 社会福祉係)

1. 生活保護とは

日本国憲法第25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念が定められています。生活保護は、この理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で生活していけるよう支援することを目的とした制度です。



2. 生活保護利用までの流れ

私たちの暮らしの中では、思いもよらない理由により、その後の生活に不安を抱えることがあります。そんな時は、郡上市役所社会福祉課に相談してください。生活保護の利用だけでなく、その方の問題解消のため協力します。なお、生活保護を利用するまでの流れは、以下のようになっています。

①相談 まずは郡上市役所社会福祉課に相談し、困っている内容をお聞かせください。

②申請 生活保護を希望する方は、生活保護を利用するための申請書類を提出します。

③調査 生活保護を申請すると、職員が生活状況、資産状況などを調査します。調査のあと、生活保護による支援が必要かどうかを審査します。

④利用開始 生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。また、ケースワーカー（社会福祉課の職員）による自立に向けた支援を開始します。

それでは、①～④の流れに沿って説明していきます。

①相談（生活にお困りになったら…）

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、社会福祉課に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。プライベートな部分もあるため、できる範囲のお話で構いませんので、気軽に相談してください。相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用を希望される場合には申請をしてください。また、生活保護以外の支援策が有効な場合は、その手続きについてご案内します。

②申請（意思があればだれでも申請できます）

生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。生活保護の申請は、社会福祉課にある申請書類に記入し、提出します。なお、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料などを求められることがあります。

なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族などが代理で申請することもできます。



③調査（調査内容と制度について）

●生活保護と資産の関係について

生活保護の申請をされますと、社会福祉課から銀行や保険会社などに対し資産調査を行います。預貯金、有価証券、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属などの資産がある場合には、その資産を売却したり活用して生活費に充てていたこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。

●能力の活用について

働く能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。

ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

●扶養について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務がある方から援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族が

いることだけで、直ちに生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、DV(家庭内暴力)や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。

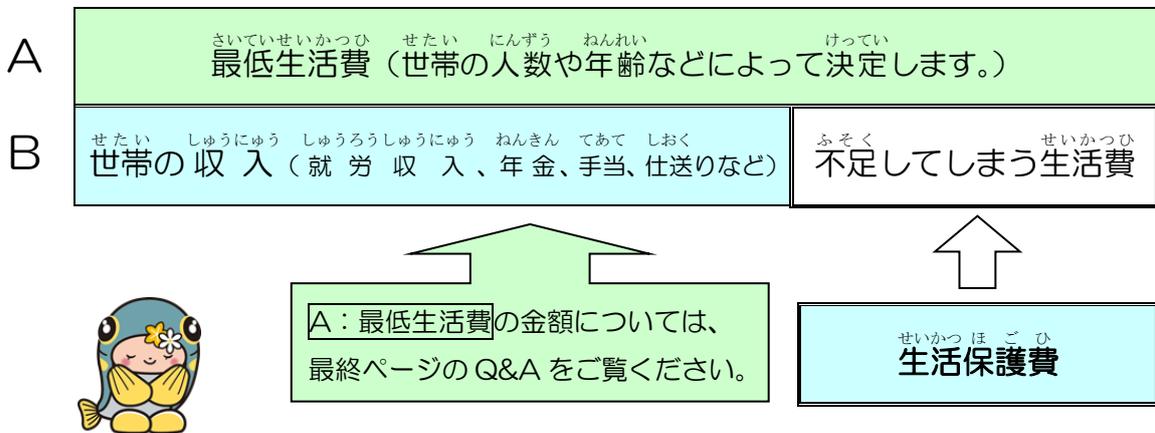
●他の支援制度の活用について

生活保護以外にも年金や手当、保険、医療費助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。他の法律や制度で活用可能な制度がある場合には、それらの手続きについてご案内します。



●生活保護制度のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。審査にあたっては、国が定めた「A：最低生活費（世帯単位）」と「B：世帯の収入」を比較して判定します。下の図のように、最低生活費に対して、世帯の収入が不足する場合には生活保護を利用し、不足部分を補います。世帯の収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。



※最低生活費や生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、病気治療にかかる費用、家賃額などで決定しますので、常に一定のものではありません。

●結果通知

申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

④利用開始（生活保護が始まったら…）

生活保護の利用が決定した方には、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行います。

●生活保護の種類（扶助）

生活保護には次の8つの種類（扶助といいます）があり、その世帯の状況に応じて必要な扶助を受けることができます。

- ①生活扶助（食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用）
- ②住宅扶助（家賃・地代・家屋の修理・雪おろしなどの費用）
- ③教育扶助（義務教育に必要な学用品・給食費などの費用）
- ④医療扶助（病気やけがの治療に必要な費用）
- ⑤介護扶助（介護保険によるサービスを受けるために必要な費用）
- ⑥出産扶助（出産に必要な費用）
- ⑦生業扶助（高等学校にかかる費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用）
- ⑧葬祭扶助（親族の埋火葬を行うために必要な費用※）



※ひとり暮らしの生活保護を受けている方が亡くなった場合には、葬祭扶助は適用されません。

●保護費の支給方法

①毎月の保護費

保護費は、原則として毎月5日（土日祝日の場合はその前日の平日）に指定の金融機関にお支払いします。

②臨時の保護費

土地の借地料（年払いなど）や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給します。





●生活保護を利用する方の権利

生活保護を利用する方には、次のような権利が保障されています。

1. 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
2. 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりするようなことはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更などは文書でお知らせしますが、決定した保護の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して審査請求することができます。



●生活保護を利用する方の義務

生活保護を利用する方には、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

1. 生活向上に向けた努力をする
世帯の中で働ける方は、その能力に応じて働き、少しでも収入を増やすよう努めてください。病気やけがで働けない方は、医師の指導に従って、早く元気な身体になるよう療養に専念してください。
2. 保護費を支給目的のために使う
保護費は、光熱水費や家賃などの日常生活の維持のために支払われるものです。そのため、支払いが滞ることがないようにしてください。また、生活費のムダをなくし、生活の維持向上に努めてください。
3. 生活保護法に基づく指示・指導を守る
社会福祉課から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。また、必要な訪問、調査について拒否することはできません。

●**届け出が必要なもの**

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。



■**収入に変化があったとき（例）**

- 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- 年金などの公的手当があったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- 債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき
- 不動産など資産の売却益があったとき
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※記載したものは収入における一部の例であり、収入があった際には、その全てについて、申告が必要です。

■**世帯状況に変化があったとき（例）**

- 住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）
- 家族に変化があったとき
- 出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故、結婚など
- 就職や離職をしたとき
- 健康保険の資格について、取得や喪失をしたとき
- 帰省などで家を長期間留守にするとき
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- 家賃や地代の金額が変更されるとき
- その他、生活状況に大きな変化があったとき



■**その他、病気になるったり介護が必要になったときの注意事項**

- 病院受診するときは事前に連絡してください。（急病のときは、先に受診されてもかまいませんが、後日、速やかに連絡してください。）
- 介護保険による介護サービスを利用されるときは、事前に連絡してください。
- 入院、退院をされたときは連絡してください。

- 同じ病気で2つ以上の病院にかかることがないようにしてください。
- 医師の指導に従って治療に努め、自分勝手に治療を中断したり、転院したりしないでください。
- 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を認めていない場合を除き、後発医薬品を使用してください。



● お支払いした保護費を返してもらうことがあります

- 資産がありながら保護を受けた場合
さし迫った事情のため、資産があるにもかかわらず保護を受けたとき（年金、手当などを遡って支給したときなど）は、原則として、その収入の範囲内で保護費を返還していただくことになります。
- 不正に保護を受けた場合
収入があるのに申告しなかったり、ウソの申告をして不正に保護を受けたりしたときは、保護費全部を返還していただきます。また、このときには、懲役または罰金に処せられることがあります。

お問い合わせ・相談先

【ケースワーカー（社会福祉課の職員）】

ケースワーカーは、生活保護を利用する方の困っていることへの解決や自立を目指す上での手助けをする者です。また、生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。困ったことや、わからないことがあれば遠慮なく相談してください。

【民生委員児童委員】

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員児童委員がいます。社会福祉課と協力関係にありますので、お近くの民生委員児童委員にもぜひ相談してください。

個人の秘密は堅く守りますので安心してご相談ください。



— 生活保護制度に関するQ&A —

●ここでは、生活保護に関連した、よくある質問について回答します。

Q1. 同居する家族がいますが、一人だけ生活保護を利用（受給）することは
できますか？

A 原則できません。生活保護は「世帯単位」で利用（受給）することが原則で
す。世帯とは「世帯員が一緒に居住して、生計を共にしている」状態のことを
言います。住民票が分かれていても、生活の実態で判断されます。

Q2. 郡上市の最低生活費の金額はいくらなの？

A 世帯の人数、年齢、病気などの身体状況等によって様々ですが、おおよそ
下記Aのとおりです。※郡上市内にお住まいの場合

例①：68歳の一人暮らし世帯（年金収入有）の場合

A	国が定める最低生活費：65,200円
B	(例)年金などの収入：月額35,000円 生活扶助：30,200円

例②：44歳の一人暮らし世帯（収入無）の場合

A	国が定める最低生活費：66,940円
B	生活扶助：66,940円

例③：3人世帯の場合（33歳、29歳、4歳）

A	国が定める最低生活費：137,860円
B	(例)アルバイト収入：月額80,000円 生活扶助：57,860円

※最低生活費は、11月～3月までの冬季期間中においては加算があります。

※アパート代、借地代が必要な方は別途住宅扶助が支給されます。（上限有）

※最低生活費は毎年見直しが行なわれ、変動がある場合があります。

Q3. 持家があっても生活保護を利用（受給）できる？

A 原則、実際にお住まいの住居であれば利用（受給）できます。

また、高齢者世帯の場合は、「長期生活支援資金（要保護世帯向け不動産担保型
生活資金）」の貸付を受けられる場合があります。

メモ

ぐじょうしふくしじむしょ けんこうふくしぶ しゃかいふくしか
郡上市福祉事務所（健康福祉部）社会福祉課

〒501-4297 ぐじょうしはちまんちょうしまたに ばんち ぐじょうしやくしよない
郡上市八幡町島谷228番地 郡上市役所内

でんわばんごう だいはひょう ないせん
電話番号：0575-67-1121（代表）内線：1123、1122、1121

0575-67-1811（課直通）

ばんごう
FAX番号：0575-67-0604